

## 証券投資信託の信託終了に係る手続きのお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「NCドリーム九州アジアファンド」につきまして、信託約款の規定に基づき、平成29年8月21日をもって信託を終了（繰上償還）する手続きを行いますのでお知らせいたします。

当ファンドは平成16年6月24日に設定され、九州の株式、中国および香港の株式、日本を除くアジア諸国の株式をそれぞれ主要投資対象とする3つの投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用しております。このうち九州の株式を主要投資対象とする追加型証券投資信託「九州特化型日本株式ファンド」が来る平成29年8月14日に償還となるため、運用を継続するべく様々な方法を検討してまいりましたが、当ファンドの運用の基本方針に則った運用を維持することが困難な状況です。

従って、当ファンドを繰上償還し、受益者の皆様からお預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆様の利益にとって最善であると判断いたしました。

この信託終了に異議のある受益者の方は、平成29年6月23日から平成29年7月24日までの間に、当ファンドの委託者である当社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間内に異議を述べた受益者の方の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成29年6月23日現在の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、平成29年8月21日をもって信託を終了します。

この場合、異議を述べた受益者の方は、当社を通じて受託会社に対し、平成29年7月26日から平成29年8月14日までの間に、自己の有する受益権を公正な価額で当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成29年6月23日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社